

# 「もみじゴールド倶楽部」会員規定

## 1. 目的

本会員規定は、株式会社もみじ銀行（以下「当行」という）が提供する会員制サービス「もみじゴールド倶楽部」のサービス内容等の事項を定めるものです。

## 2. 会員資格

### (1) お取引条件

- ①当行にて年金振込をいただいている方で、定期性預金と投資信託の合計残高が300万円以上の方。
- ②当行にて年金振込をご予約いただいている満57歳以上の方で、定期性預金と投資信託の合計残高が300万円以上の方。

### (2) 判定方法

- ①年金は、原則として公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金・労災年金）を対象とします。
- ②定期性預金とは、スーパー定期、大口定期等の一般の定期預金および財形預金、積立定期預金、積立式定期預金、定期積金、外貨定期預金をいいます。
- ③外貨定期預金は、月末最終営業日の各通貨におけるT T M（対顧客電信相場仲値）で換算した円貨相当額を残高に反映します。
- ④投資信託は、定時定額サービスによる買付分を含み、月末最終営業日の口数（約定日基準）に基準価額を乗じた評価金額を残高に反映します。（基準価額とは投資信託の時価を表す金額で日々変動します）ただし、募集期間中の投資信託は「申込金額」を残高に反映します。
- ⑤複数の取引店でのお取引内容やご家族のお取引内容の合算はできません。

## 3. 会員制度

### (1) 「もみじゴールド倶楽部」への入会

- ①お取引条件に基づき自動的にメンバー登録させていただきます。お客さまの入会申込み手続は不要です。
- ②毎月の最終営業日を基準日として新規会員の判定を行いません。
- ③もみじゴールド倶楽部会員には会員専用カード（以下「会員カード」といいます）を発行します。カードの有効期限は会員カードに記載し、会員カード記載の有効期限までは会員特典を受けられます。
- ④新規会員となられた方には、原則としてその翌月中旬に会員カードをお送りします。
- ⑤本倶楽部に係る入会金・年会費は無料です。

### (2) 会員資格の喪失および退会等

- ①毎年2月の最終営業日に会員資格の見直しをさせていただきます。
- ②会員資格を失われた方に対しては、以降、情報誌は発送しません。
- ③本倶楽部を退会する場合は最寄の当行本支店で受け付けます。
- ④会員カードの紛失・毀損・滅失等による再発行は最寄の当行本支店で受け付けます。

## 4. 会員特典

### (1) 情報誌の送付

- ①セカンドライフに役立つ情報を幅広く掲載した情報誌を原則年2回送付いたします。
- ②会員専用ホームページにも会員向け情報誌の内容を掲載いたします。

### (2) その他の特典

- ①その他の会員特典の内容は、随時、情報誌および会員専用ホームページ等に掲載します。
- ②その他の会員特典として、当行と提携する会社が会員に対して優遇された特典を提供する場合があります。当行と提携する会社が提供する特典は、その提携会社が一切の責任を持って提供するものであり、会員とその提携会社との間でトラブル等が生じたとしても、当行は一切の責任を負いません。

### (3) 特典の利用

- ①会員特典の利用にあたっては、会員カードの提示または会員特典の利用のお申出が必要です。
  - ②会員カードの提示または会員特典利用のお申出がない場合、会員特典が受けられないことがあります。
- (4) 住所・氏名等の届出事項に変更があったとき、当行に変更のお届出がない場合は、会員特典の提供を受けられないことがあります。
  - (5) お客さまの都合により当行からのご連絡およびご案内を不要とされている場合には、会員特典の提供を受けられないことがあります。
  - (6) 相当の事由があると当行が判断した場合には、お客さまに通知することなく、会員特典の提供を受けられなくなることがあります。

## 5. 「もみじゴールド倶楽部」の変更・停止

- (1) 金融情勢の変化等により、本会を停止・解散することがあります。
- (2) 本会について相当の事由があると当行が判断した場合には、お客さまに通知することなく内容を変更することがあります。

## 6. 本会の事務局

もみじ銀行 営業推進部 年金サポートチームに置きます。

# 金融商品取引にもとづく各商品の留意事項

## 【必ずお読みください】

### 投資信託について

- ◎投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。
- ◎投資信託の基準価額は、組入れ有価証券の値動きにより変動するため、投資元本を割り込むリスクがあります。
- ◎外貨建て資産に投資するものは、通貨の価格変動により基準価額が変動するため、投資元本を割り込むリスクがあります。
- ◎これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。
- ◎投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ◎銀行は投資者保護基金の会員ではなく、同基金による保護の対象ではありません。
- ◎当行は投資信託の販売会社です。
- ◎投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。
- ◎投資信託をご購入時等に各種手数料がかかります。  
[例：申込手数料（申込代金の最大3.15%）＋信託報酬（総資産額に対し最大年率1.9950%）＋信託財産留保額（換金時の基準価額の最大0.5%）]
- ◎投資信託をご購入の際には、店頭にて用意している目論見書およびその補完書面を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

### 外貨定期預金について

- ◎外貨定期預金は為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回る元本割の可能性があります。
- ◎外貨定期預金のお預け入れ・お引き出しの際は、手数料を含んだ当行所定のTTSレート、TTBレートを適用します。
- ◎為替相場に変動がない場合でも、往復の手数料（1米ドルあたり2円、英ポンドの場合8円など、その他の通貨については店頭にてお問い合わせください）がかかるため、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることがあります。
- ◎外貨定期預金は預金保険の対象ではありません。
- ◎お利息は一律20%の源泉分離課税となります。
- ◎原則として、中途解約はできません。当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合には、預入日から解約日までの日数に対して、解約日における当該通貨と同一通貨建の外貨普通預金金利を適用して解約いたします。
- ◎外貨でのお預入れ・お引き出しには当行所定の手数料がかかります。  
[英ポンド現金でお預入れの場合は、1英ポンドあたり12円（ただし、最低手数料2,500円）など(通貨によって手数料額は異なります。また、店頭によってはお取扱いできない場合がありますので店頭でご確認ください)]

※上記、金融商品のお取引にあたっては、各商品の「契約締結前交付書面」（目論見書およびその補完書面）をお渡ししますので、必ずお読みください。

商号等 株式会社もみじ銀行  
登録金融機関 中国財務局長（登金）第12号  
加入協会：日本証券業協会、社団法人 金融先物取引業協会

平成20年5月15日現在